佐賀県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和６年３月15日から令和６年４月15日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和６年３月15日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市酒井西町字溝狭間884番２地先から 鳥栖市酒井東町字川口796番地先まで	後	72.7～13.6	1,019.2
	鳥栖市酒井西町字溝狭間888番１地先から 鳥栖市飯田町字木の島２番１地先まで	前	245.3～13.8	1,039.0
	――	後	――	――
	鳥栖市曽根崎町字原口1484番１地先から 鳥栖市飯田町字前田75番２地先まで	前	42.5～16.0	1,297.7